

宮古市と復建調査設計株式会社との包括連携に関する協定書

宮古市（以下「甲」という。）と復建調査設計株式会社（以下「乙」という。）とは、社会変化に適切に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源を活用して相互に連携及び協力し、脱炭素地域づくりの推進や多様化する地域課題に対応するためのデジタルトランスフォーメーションの推進、インフラマネジメントの推進等、幅広い分野の取組みを行うことで、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連携、協力を行うこととする。

- （1）脱炭素地域づくりの推進に関すること。
 - （2）国土強靱化対策の推進に関すること。
 - （3）インフラマネジメントの推進に関すること。
 - （4）その他前条の目的を達成する為に必要な事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携、協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。

- （1）甲及び乙が自己の役職員及び自己が依頼する弁護士、公認会計士、税理士等に対して、本協定の目的達成のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
- （2）法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求又は要請され、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合及び相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して何らかの事前通知をすることなく本協定を解除することができる。

（疑義等の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月17日

甲 宮古市

代表者 宮古市長

山本正徳

乙 広島県広島市東区光町二丁目10-11

復建調査設計株式会社

代表取締役社長

藤井照久